

吉見町特別小口融資あっせん規則

平成 11 年 3 月 19 日
規則第 9 号

(目的)

第 1 条 この規則は、町内において事業を営む小規模企業者の事業振興を図るため、必要な資金の融資あっせんを行うことを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 小規模企業者 中小企業信用保険法(昭和 25 年法律第 264 号)第 2 条第 2 項第 1 号に規定するもの
- (2) 金融機関 埼玉県信用保証協会(以下「保証協会」という。)と債務保証契約を結んだ金融機関であって別表第 1 に定める金融機関をいう。
- (3) 運転資金 生産の増強又は販売の増加に伴い必要とされる資金その他事業の維持発展に必要な資金(第 4 号に該当するものを除く。)をいう。
- (4) 設備資金 事業の用に供する建物並びに機械設備等の新設、拡張及び改善のために要する資金をいう。

(融資あっせんの条件)

第 3 条 融資あっせん資金の種類、限度、利率、償還方法、償還期間及び据置期間については、別表第 2 に定めるところによる。

2 保証人は、必要としない。

(債務保証)

第 4 条 この規則により金融機関が行う小規模企業者に対する融資は、すべて保証協会の保証に付さなければならない。

2 前項の保証料は、別表第 2 に定めるところによる。

(申込者の資格)

第 5 条 融資のあっせん申込みをすることができる者は、平素の運営が正常であり、融資金を弁済する能力が認められ、かつ、次の各号に掲げる要件を備えている者でなければならない。

- (1) 町内に店舗、工場又は事業所を有し、引き続き 1 年以上同一事業を営んでいること。
- (2) 町内に居住し、住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号。以下「住基法」という。)による住民票に記載されている者又は商業登記法(昭和 38 年法律第 125 号)による法人の登記をしていること。
- (3) 町税の納税義務者で町税を完納していること。
- (4) 保証協会が代位弁済をなした場合において、その債務者は、その代位弁済による債務を完済していること。
- (5) 現にこの制度による融資を受けている者にあつては、当該資金の弁済を終えていること。

(6) 許認可等を要する業種にあつては、その許認可等を取得していること。

(申込)

第6条 融資のあっせんを受けようとする者(以下「申込者」という。)は、吉見町特別小口融資あっせん申込書(様式第1号)に必要な書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 前項の添付書類は、町税納税証明書(様式第2号)とする。なお、許認可等を要する事業にあつては、別に許可証等の写しその他必要な書類を添付しなければならない。

(調査)

第7条 町長は、申込者について、実施調査書(様式第3号)により必要な調査を行うものとする。

2 町長は、前項の調査を金融機関に委託することができる。

(融資あっせんの決定)

第8条 町長は、前条による調査の結果を吉見町融資審査会に諮り、融資あっせんの可否を決定するものとする。

2 町長は、融資のあっせんを決定したときは、速やかに吉見町特別小口融資あっせん決定通知書(様式第4号)により当該申込者に通知するものとする。この場合において、町長は、直ちに当該融資あっせんの決定者を吉見町特別小口融資あっせん依頼書(様式第5号)により、金融機関に送付するものとする。

3 町長は、融資のあっせんを否決したときは、速やかに吉見町特別小口融資あっせん不適合通知書(様式第6号)により、当該申込者に通知するものとする。

(借入手続)

第9条 前条第2項の規定による決定の通知を受けた者は、当該通知のあった日から20日以内に借入手続を終えなければならない。

2 金融機関は、前項の借入手続を終えた者に対し、速やかに融資を行うものとする。

(融資のあっせん決定の取消)

第10条 町長は、融資のあっせんを決定した者が、次の各号のいずれかに該当するときは、これを取り消すことができる。

(1) 前条第1項に違反したとき。

(2) 融資金を目的以外に使用したとき。

(貸付報告)

第11条 金融機関は、第9条第2項による融資を行ったときは、速やかに吉見町特別小口融資貸付報告書(様式第7号)により、町長に報告するものとする。

(延滞者の報告)

第 12 条 金融機関は、融資金の償還につき遅滞者があるときは、延滞者報告書(様式第 8 号)により、町長に報告するものとする。

(完済者の報告)

第 13 条 金融機関は、借主が融資金の弁済を終えたときは、毎月末日現在で翌月 10 日までに完済者報告書(様式第 9 号)により、町長に報告するものとする。

(秘密の保持)

第 14 条 吉見町融資審査会委員又はこの職にあった者及び関係者は、融資のあっせんに関し知り得たことを漏らしてはならない。

附 則

この規則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 11 年 12 月 1 日規則第 26 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 12 年 12 月 1 日規則第 19 号)

この規則は、平成 13 年 1 月 9 日から施行する。

附 則(平成 15 年 9 月 29 日規則第 28 号)

この規則は、公布の日から施行し、平成 15 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 18 年 12 月 27 日規則第 41 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 19 年 12 月 26 日規則第 23 号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1(第2条関係)

金融機関名	埼玉縣信用金庫(吉見支店、東松山支店及び鴻巣支店)
-------	---------------------------

別表第2(第3条、第4条関係)

種類	融資金額	利率	信用保証協会保証料率	償還方法	償還期間	据置期間
運転資金	5,000,000円以内	年2.2パーセント以内	年0.8パーセント以内	一時払い割賦償還 (繰上償還を妨げない。)	5年以内	3箇月以内
設備資金	5,000,000円以内	年2.2パーセント以内	年0.8パーセント以内	一時払い割賦償還 (繰上償還を妨げない。)	7年以内	6箇月以内

吉見町特別小口融資あっせん申込書

吉見町長 様

下記のとおり借入れしたいので、信用保証付融資依頼を申し込みます。

申 込 人	(フリガナ) 法人名又は 商号名称		生年月日又は 設立年月日	明・大・昭・平 年 月 日			
	(フリガナ) 氏名等 代表者		町内営業年月日 (現在地での営 業年数)	明・大・昭・平 年 月 日 (年 カ月)			
	(フリガナ) 住 所	〒 電話 ()	業 種 (営 業 品 目)	()			
	事業所在地	〒 電話 ()	資 本 金	千円			
	町外及び従前の所在地						
許認可 有・無	名 称 取得日	従 業 員 数	計 人 (家族・役員) 人	(常 勤) 人	(臨 時) 人		
借 入 内 容	金 融 機 関	銀 行 ・ 金 庫 支 店		資 金 使 途	運 転 ・ 設 備		
	申 込 金 額	円	借 入 期 間	ヵ月 (据置 ヵ月)			
	申 込 理 由						
業 況	前期決算状況 (年 月期)			前前期決算状況 (年 月期)			
	売上高	円	純損益金	円	売上高	円	純損益金

様式第2号(第6条関係)

町 税 納 税 証 明 書

年 月 日

吉見町長 様

住所(所在地)

請求者

氏名(名称)

証明書の使用目的	吉見町特別小口融資あっせん申込書に添付
----------	---------------------

上記目的に使用するため、下記の事項について請求します。

記

年 中 の 所 得					
所得の種類	所得金額	所得の種類	所得金額	所得の種類	所得金額
	円		円		円
	円		円		円

納 付 状 況 (年度分)			
税 目	年 税 額	納 付 済 額	備 考
町 県 民 税	円	円	
国民健康保険税	円	円	
固定資産税	円	円	
法人町民税	円	円	
滞納繰越分	有 無 (どちらかを で囲む。)		

上記のとおり証明する。

年 月 日

吉見町長

印

様式第3号(第7条関係)

実 施 調 査 書									
年 月 日調査									
金融機関名					担当者名				
商号又は名称					資本金	千円			
代表者氏名	(歳)				電 話				
現 住 所	吉見町								
営業所所在地	吉見町								
業 種					資本金(元入金)	千円			
開 業 年 月	年 月				法人設立年月	年 月			
現在地における 営 業 年 数	年 月				許認可業種の場合 は許認可年月日・番号	年 月 日 号			
従 業 員 数	男 名、女 名		内家族従業員数		男 名、女 名				
主な取引品目									
最近の実績及び主な取引先									
主 な 仕 入 先					主 な 得 意 先				
商品名	仕入先	現金	手形	掛	商品名	仕入先	現金	手形	掛
		%	%	%			%	%	%
最近の実績					これからの見通し				
	仕 入 高		売 上 高						
月	千円		千円						
月									
月									
月									
月									
借入申込金額	運転 設備		万 円		県信用保証協会利用		有 年 月 無 残高 円		

様式第 3 号(第 7 条関係)続き

資金使途明細	
担保並びに他借入状況	

印については、吉見町で記入します。

借入金の返済方法	一時 簡月据置き 簡月払い	返済資源	
過去(現在)において貸付金があった(ある)場合の返済方法		良好	遅れぎみ その他()
調査概要及び意見	経歴及び営業の経過、現況、盛衰、人柄、風評 特に貴店において調査した信用概評及び返済計画を具体的に記入のこと。		

様式第 4 号(第 8 条関係)

吉見町特別小口融資あっせん決定通知書

年 月 日

様

吉見町長

印

吉見町特別小口融資あっせんについて、下記のとおり決定したので通知します。

記

受付番号	第 号		
あっせん金額	金 円		
期間	箇月	返済方法	一時 箇月据置き 箇月払い
資金使途	運転資金 設備資金		
決定番号	第 号		
決定年月日	年 月 日		
申込人住所			
氏名			

注意 申込人がこの通知書を受領後 20 日以内に借入手続を完了しないときは、融資のあっせん決定を取り消します。

様式第 5 号(第 8 条関係)

吉見町特別小口融資あっせん依頼書

年 月 日

支店長 様

下記の申込みについて調査の結果、適当と認められますので、融資を依頼します。

吉見町長 印
担当課担当係
(TEL)

金融機関	銀行 支店 金庫			吉見町の意見 (印)	営業手腕	優秀	普通	劣る
申込金額	円	利率	%		財務内容	優秀	普通	劣る
借入期間	ヵ月 (据置ヵ月)				売上動向	優秀	普通	劣る
資金使途	運転備	返済方法	分割		収益性	優秀	普通	劣る
					資金繰	優秀	普通	劣る
現地調査	有・無	(特記事項)						

様式第 6 号(第 8 条関係)

吉見町特別小口融資あっせん不適合通知書

年 月 日

様

吉見町長

印

年 月 日にあなたが提出した特別小口融資あっせん申込書について、審査の結果不適合となったので、通知します。

記

1 理由

(教示)

この処分に不服がある場合は、この処分を知った日の翌日から起算して 60 日以内に町長に対して異議申立てをすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して 6 月以内に、町を被告として(訴訟において町を代表する者は町長となります。)、提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第7号(第11条関係)

吉見町特別小口融資貸付報告書

年 月 日

吉見町長 様

金融機関名
支店長名

印

吉見町特別小口融資 年 月分を下記のとおり貸付けしたので報告します。

承認番号	貸付先 事業所名・代表者名	貸付金額	貸付年月日	貸付期間	返済方法	利率
特・小 第 号		千円			年 月から毎月 日 千円あて 残額 年 月 千円をもって完済	%
特・小 第 号					年 月から毎月 日 千円あて 残額 年 月 千円をもって完済	%
特・小 第 号					年 月から毎月 日 千円あて 残額 年 月 千円をもって完済	%
特・小 第 号					年 月から毎月 日 千円あて 残額 年 月 千円をもって完済	%
特・小 第 号					年 月から毎月 日 千円あて 残額 年 月 千円をもって完済	%

様式第 9 号(第 13 条関係)

平成 年 月 日

吉見町長 新井保美様

金融機関名
支店長名

印

完 済 者 報 告 書

下記のとおり報告します。

住 所	氏 名	貸付年月日	承認番号	貸付金額	契 約 期 間	完済年月日	備 考
				円	年 月 日 ~ 年 月 日		
					年 月 日 ~ 年 月 日		
					年 月 日 ~ 年 月 日		
					年 月 日 ~ 年 月 日		
					年 月 日 ~ 年 月 日		